

橿原市 排水設備工事指定工事店 更新申請要領

1. 申請に必要な書類 各一部提出すること

- ① 排水設備工事指定工事店指定（更新）申請書（様式第1号）
- ② 登録手数料の領収書（納入通知書兼領収書（同封））またはその写し
- ③ 金銭の授受その他営業に関する使用印鑑届（様式第2号）
- ④ 印鑑登録証明書（法人は法務局発行のもの）
- ⑤ 住民票抄本（代表者）
- ⑥ 所有機材調書（様式第3号）

※ 次の器具は必ず所有していなければならない。現在、所有するものを記入すること。

- ◎ 水準器その他の勾配測量器具 ◎ 電気のこぎり、その他の管切断用器具
 - ◎ 挿入機その他の接合用器具（パイプレンチなど）
- ⑦ 常勤従業員名簿（様式第4号）
 - ⑧ 支店又は出張所については、本社からの委任状
 - ⑨ 法人にあっては、登記事項証明書（原本）
 - ⑩ 法人にあっては、定款のコピー又は規約 ※原本証明が必要
 - ⑪ 誓約書（様式第5号）
 - ⑫ 店舗と倉庫の所在場所を明らかにする付近見取り図、並びに店舗と倉庫の平面図及び写真（店舗と倉庫それぞれの外部と内部） ※店舗の外部写真には店舗の看板を写すこと
 - ⑬ 奈良県排水設備工事責任技術者証の写し（橿原市排水設備工事責任技術者として登録されている者全員）
 - ⑭ 選任する責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合にあっては、その兼任状況を証する書類
- ※ これまで排水設備指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者の専属を義務付けていましたが、常駐・専任規制等のアナログ規制に当たるとして、国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、令和7年4月1日より責任技術者を事業所ごとに「専属する者」から「選任する者」に見直し、奈良県内における営業所での「兼務」を認める改正を行いました。
- ※ 責任技術者の登録事項に変更が生じた場合、排水設備工事責任技術者登録事項変更届（様式第12号）など、追加の書類が必要となりますので、本市HPでご確認いただくか下水道課(0744-27-4411)までお問合せください。

2. 申請期間

申請書類受付期間 5月7日～5月23日 （ただし、土・日・祝日は除く）

3. 登録手数料

指定手数料 5,000円

更新の案内通知に同封されている納入通知書の裏面に記載の金融機関窓口で、納入通知書（ミシン目で切取らずに）を渡し登録手数料を納付して領収書（上記②）を受取り申請時に提出してください。

※下水道課では現金の取り扱いをしておりますのでご注意ください。

（裏面に続く）

4. 更新後の指定工事店証の交付と有効期限

- ① 7月1日付けで指定工事店証を交付します。(6月末に郵送します。)
- ② 有効期限は、令和7年7月1日～令和12年6月30日までの5年間です。

5. 指定工事店の要件

- ① 責任技術者を1人以上選任していること。
(橿原市排水設備工事責任技術者として登録されている者に限る。)
- ② 奈良県内に営業に適する店舗を有していること。
- ② 排水設備工事を行うために必要な機材を有していること。
- ④ 次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。
 - ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者であること。
 - エ 第11条第1項の規定により指定工事店の指定を取り消された日から2年を経過していないこと。
 - オ 第18条第1項の規定により責任技術者の登録を取り消された日から2年を経過していないこと。
 - カ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。
 - キ 橿原市暴力団排除条例(平成23年橿原市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に該当すること。
 - ク 指定を受けようとする者及びその有する責任技術者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ケ 法人であって、代表者がアからクまでの要件のいずれかに該当する者であること。

※ 以上①～④の要件をすべて備えていなければならない。